

新しい感染症が発生した時に備えて…

# 「南幌町新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しました

保健福祉課健康づくりG

南幌町新型インフルエンザ等対策行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、万一発生すれば、住民の生命や健康、社会・経済全体に大きな影響を与えかねない新型インフルエンザなどの新しい感染症の総合的な対策を推進するための行動計画として策定しました。

この対策を推進するに当たっては、国、道、市町村でそれぞれ役割が分かれています。町には、**地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援**について、的確に対策を実施する役割が求められています。

また、国が設置している政府対策本部が新型インフルエンザ等緊急事態宣言をした時は、南幌町新型インフルエンザ等対策本部を設置し、対策を総合的に推進していきます。

## 緊急事態宣言とは

新型インフルエンザ等が国内で発生し、国民生活及び経済に甚大な影響を及ぼす恐れがあるときに政府対策本部が宣言するもの。

緊急事態宣言が出された時には、町対策本部の設置、住民接種の集団実施、水の安定供給、物資等の供給確保要請等を行い、国・道と連携しながら積極的な感染防止対策を実施し、事態の早期終息に努めます。

## 【対策の主要6項目】

万一新型インフルエンザなどが発生した場合、次の主要6項目に主眼を置いた対策を講じていきます。

### 各発生段階における対策項目と内容

	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
対策の考え方	事前の準備の推進 継続的な情報提供	発生状況等の情報収集・注意喚起	感染拡大防止策・住民接種の速やかな実施	感染被害の軽減・住民接種の速やかな実施	第2波に備えた体制整備・住民接種の継続実施
実施体制	行動計画の策定と見直し 国、道、他市町村との連携体制整備			—	—
情報提供共有	情報提供・相談体制の整備	相談窓口の設置	発生状況、対策の情報等の提供		相談体制の縮小
まん延防止	感染対策の理解促進	マスク着用等基本的な感染対策促進			—
予防接種	特定接種・住民接種実施体制の準備	特定接種の実施 情報提供	住民接種の実施		住民接種の継続実施
町民の生活 地域経済の安定	要援護者の支援体制準備・物資や資材の備蓄	—	要援護者対策の実施		要援護者対策の継続
医療	—	—	—	患者・住民の診療体制確保	—

## 予防接種の実施体制

### ▶ 特定接種

政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、実施される予防接種です。

- 対象 医療関係者、対策業務に携わる公務員など
- 接種順位 ①医療関係者  
②対策業務に携わる公務員など

### ▶ 住民接種

感染拡大防止や感染被害の軽減を目的として、特定接種の後に実施される予防接種です。

- 対象 特定接種対象者以外の住民
- 接種順位  
接種対象者を医学的ハイリスク者、成人・若年者、小児、高齢者の4分類に分け国の基本的対処方針に基づき決定します。

※詳細については町ホームページまたは情報コーナーに設置されている行動計画をご覧ください。